

1. 「検査・監督基本方針」の意見募集について

- 金融庁では、新しい検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督における考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）をとりまとめ、広く関係者から意見募集を行っている。
- チェックリストに基づいた最低基準の検証に重点を置く従来の検査・監督の手法は、①重箱の隅をつつきがちで重点課題に注力できない、②バブルの後始末はできたが、新しい課題にあらかじめ対処できない、③金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げてきた、等の問題があるとの指摘がされている。
- 経営環境の変化が加速化しており、金融機関は、最低基準を守ること
に安住しては、その変化に遅れをとり、最低基準の達成すら危うくなる。本来、利用者にとってより良い商品・サービスを提供する金融機関が選択され全体の水準が向上する環境が望ましい。そのため、いつまでも最低限の実務に留まるのではなく、より優れたプラクティスに向けて各金融機関が改善を図っていくべきものである。
- このため、これまでの形式を重視した「最低基準検証」だけではなく、「見える化」や「対話」を通じて、ベスト・プラクティスを追求する金融機関の取組みを促していく。
- 「検査マニュアル」は、金融危機の時代に、最低限の自己査定、償却・引当、リスク管理、法令遵守・顧客保護態勢等を確立する上で、大きな役割を果たしてきた。
- また、資産分類・償却引当に関する「別表」は、株式や不動産の価値が大幅に下落していった金融危機の時代には、貸出の毀損額を計測し不良債権を処理する上で大きな役割を果たすとともに、金融機関に自己査定の慣行を形成するという役割も果たしてきた。
- 他方で、検査マニュアルを用いたチェックリスト方式の検査は借り

手の事業内容ではなく担保・保証の有無を必要以上に重視する、顧客ニーズに即したサービス提供よりルール遵守の証拠作りに注力するといった弊害を生じさせているとの指摘がある。

- そのため、いつまでも最低限の実務に留まるのではなく、より優れたプラクティスに向けて各金融機関が改善を図っていくべきものである。
- 検査マニュアルを超えた取組みを工夫している金融機関も見られるが、他方、検査での指摘を恐れて検査マニュアルに記載されているプラクティスからの乖離に消極的になったり、経営上の重要事項にもかかわらずマニュアル通りにやっていたらよいとしているような金融機関も見受けられるところである。
- こうした悪い意味での検査マニュアルの依存から、当局も金融機関も脱却し、各金融機関がより良いプラクティスを実現していくことが、日本の金融力の向上につながるものと考えている。
- このため、チェックリストによる機械的・網羅的な確認ではなく、金融行政の目標に遡り、基本的な考え方に基づいて、実質的に判断して検査を行っていくことが必要であるため、検査マニュアルは、別表も含め、平成 30 年度終了後（平成 31 年 4 月 1 日以降）を目途に廃止することとした。
- 検査マニュアルの廃止は、これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするために行うものであるが、実務での誤解や戸惑い、混乱の生じないように、準備期間を設けることとした。
- なお、本方針は、金融機関の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としているが、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方について、別途、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）の形で示して、対話を行っていく。
- また、監督指針は、法令の適用・解釈の明確化や許認可・行政処分等

の手順を示したものであり、こうした点について予見可能性を確保することは引き続き重要と考えられることから、監督指針については存置することとする。

- 金融機関との双方向で建設的な対話を真に実現させ、新しい検査・監督をより良いものにしていきたいと考えているため、不明点の問い合わせも含め、積極的に提案してもらいたい。

2. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(案)の意見募集について

- 12月8日に公表し、パブリックコメントを行っている「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(案)は、金融機関の実効的な態勢整備を促すために、マネロン等に係るリスク管理の基本的考え方を明らかにしたものの。
- 具体的には、マネロン・テロ資金供与リスクに関し、各金融機関が行うべき基本的事項として「リスクベース・アプローチ」(金融機関が自らマネロン等に係るリスクを評価し、これに見合った措置を講ずること)によるリスク管理の実行が必要であることを明記している。
- マネロン・テロ資金供与対策は、1つの金融機関でも低いレベルだと金融システム全体に影響する一方、各金融機関が直面しているリスクは規模・業容等に応じて異なり、自らのリスクに応じた対策が求められる。
- 今後、各金融機関におかれては、ガイドライン記載の対応が求められる事項と現状とのギャップ、及びそのギャップを埋めるべく今後何を行うのかという点について、検討をお願いしたいと考えている。

3. 適切な融資規律の確保について

- 近時、正常先の大口径破綻事例が複数発生しているが、モニタリングを進める中で複数の銀行に共通した課題がみられた。

- これらの事案を検証したところ、いずれの事例も、資金需要が低迷し他行との競争が激化する中、営業部店において、主要取引先であるにもかかわらず、取引維持・拡大を重視するあまり融資の基本動作である事業内容の実態把握、資金使途や返済原資の確認、不評情報の取扱い等が疎かになったことに加え、審査部署の牽制機能が低下していることが背景と考えられる。
- 低金利環境の継続もあって、倒産事案の発生が少なく、各行の信用コストは概ね低位で推移しているが、こうした環境が継続することを当然の前提と考えて、融資規律が緩むことのないよう、当庁としても対話を継続していく方針であり、各行においても、営業部店、審査部署、内部監査部署等、各関係部署における適切な与信管理が求められる。

4. 年末金融の円滑化について

- 11月20日に、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、麻生大臣から、各金融機関に対し、経営トップのリーダーシップを発揮して、担保・保証に過度に頼ることなく、「目利き」を発揮した資金供給を行うこと、リスクをとって新しい設備投資を行う企業に力を貸してもらうこと、年末の資金繰りについて、中小企業等からの相談に親身に応じて、万全の対応に努めてもらうこと等を要請した。併せて、同日付にて年末の中小事業者等の金融円滑化をお願いする要請文を各協会に発出した。
- 金融庁としては、引き続き、中小企業庁をはじめとした関係省庁とも連携しつつ、中小企業等に対する金融の円滑化に向けた取組みを行っていく。皆様におかれても、年末、更には、年明け以降の資金繰りについて、万全の対応に努めてもらいたい。

5. パーゼル合意の国内実施について（告示等の最終化）

- 12月11日に、「自己資本比率規制の第3の柱」及び「銀行勘定の金利リスク」に係る告示及び監督指針改正の最終化を行ったところ。
- 第3の柱については、30年3月末から、国際統一基準行を対象に、

自己資本比率の分母に係る開示の様式を統一化して比較可能性を高める一方、単体開示については一定の簡素化を行うものである。

- 銀行勘定の金利リスクについては、30年3月末から、まずは国際統一基準行に対し、同リスク量の開示を求めるとともに、そのモニタリングの枠組みを見直すものである。なお、国内基準行については、31年3月末からの実施に向けた協議を引き続き行っていきたい。
- 関係者におかれては、こうした規制・監督の枠組みの見直しを踏まえた体制整備を進めてほしい。

(以上)